

「共済事業向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」への意見

[氏名]	在日米国商工会議所 保険委員会  (担当者) 在日米国商工会議所 渉外室 日本政府担当 伊地知 徳子
[住所]	〒106-0041 東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル 10階
[電話番号]	(03) 3433-8451
[FAX番号]	(03) 3433-8454
[意見]	<p>・該当箇所 II- 3- 6- 1- 2 共済事業の運営に関する措置等関連</p> <p>・意見内容 消費生活協同組合法施行規則第174条第2項に規定する措置に関し、厚生労働省は、共済事業を行っている消費生活協同組合に、民間保険会社と同様の体制を整備すべき。</p> <p>・理由 保険会社向けの総合的な監督指針II-3-5-1-2において、 「保険業法第3条第4項第2号に規定する死亡保険の引受けについて、契約内容登録制度等への照会結果を踏まえ、同一被保険者の他の死亡保険に係る保険金額を通算する旨を定めているか。」 「保険業法第3条第4項第1号に規定する保険（年金保険及び生存保険を除く。）及び同項第2号に規定する保険（損害を填補することを約した保険を除く。）の契約について、保険金額の決定に際し、契約内容登録制度等を利用する等モラルリスク排除・抑制のため効果がある方法を採用する体制が整備され、当該制度の利用その他の方法で知り得た他の保険契約に係る保険金額を勘案した結果が適切に記録されているか。」 と規定されております。</p> <p>一方、共済事業向けの総合的な監督指針II-3-6-1-2においては、契約内容登録制度等に相当する制度の利用が勘案された規定になっておりません。</p> <p>改正保険法の立法趣旨および金融審議会での議論に鑑みれば、厚生労働省は、速や</p>

かに所管する消費生活協同組合の共済事業についても、民間保険会社と同種の契約内容登録制度もしくはそれに代わるものを整備するように促し、当該監督指針に当該制度等の利用を勧告した内容を明記すべきです。その上で、各消費生活協同組合が共済契約の共済金額の通算及び共済金額の決定に際して当該制度等を利用することにより、改正保険法の立法趣旨等に沿った実効性のある措置を講じられるとACCJは考えます。

ACCJは、制度共済が実質的には不特定多数の人に対して、民間保険会社と同種の商品販売していると認識しており、日本政府が民間保険会社と制度共済の競争条件同一化を速やかに達成し、制度共済はすべて金融庁の監督下に置かれるべきであると考えておりますが、まず当該規定に関しては、消費者保護、モラルリスク排除・抑制の観点から非常に重要な問題であるため、厚生労働省の速やかな対応を要請します。

以上